

職業実践専門課程等の基本情報について

学校名		設置認可年月日		校長名		所在地				
徳島県美容学校		昭和30年9月23日		藤井 敬久		〒 770-0022 (住所) 徳島県徳島市佐古二番町3-5 (電話) 088-678-8888				
設置者名		設立認可年月日		代表者名		所在地				
徳島県美容業生活衛生同業組合		昭和32年12月10日		掛田 千恵		〒 770-0022 (住所) 徳島県徳島市佐古二番町3-5 (電話) 088-678-8888				
分野	認定課程名		認定学科名		専門士認定年度		高度専門士認定年度		職業実践専門課程認定年度	
衛生	衛生専門課程		美容科		平成13(2001)年度		-		令和 2(2020)年度	
学科の目的		美容師国家資格を取得する。また、様々な実習を通して、サロンで必要とされる知識と技術、マナーを身に付け、サロンワークで即戦力となる人材を育成することを目的とする。								
学科の特徴(主な教育内容、取得可能な資格等)		取得可能な資格・認定制度 美容師免許 SBSエステディレクター2級、SBSネイルディレクター2級、SBSメイクディレクター2級、SBS着付ディレクター2級								
修業年限	昼夜	全課程の修了に必要な総授業時数又は総単位数			講義	演習	実習	実験	実技	
2年	昼間	※単位時間、単位いずれかに記入			単位時間	単位時間	単位時間	単位時間	単位時間	単位時間
		67 単位			17 単位	0 単位	50 単位	0 単位	0 単位	
生徒総定員	生徒実員(A)		留学生数(生徒実員の内数)(B)		留学生割合(B/A)		中退率			
80 人	52 人		0 人		0 %		12 %			
就職等の状況	■卒業者数(C)		12 人							
	■就職希望者数(D)		12 人							
	■就職者数(E)		12 人							
	■地元就職者数(F)		10 人							
	■就職率(E/D)		100 %							
	■就職者に占める地元就職者の割合(F/E)		83 %							
	■卒業者に占める就職者の割合(E/C)		100 %							
	■進学者数		0 人							
	■その他									
	(令和 6 年度卒業者に関する令和 6 年 5 月 1 日時点の情報)									
第三者による学校評価	■民間の評価機関等から第三者評価:				無					
	※有の場合、例えば以下について任意記載									
当該学科のホームページURL	https://ba-tokusima.net									
企業等と連携した実習等の実施状況(A、Bいずれかに記入)	(A:単位時間による算定)									
	総授業時数		単位時間							
企業等と連携した実習等の実施状況(A、Bいずれかに記入)	うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数		単位時間							
	うち企業等と連携した演習の授業時数		単位時間							
	うち必修授業時数		単位時間							
	うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数		単位時間							
	うち企業等と連携した必修の演習の授業時数		単位時間							
	(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)		単位時間							
	(B:単位数による算定)									
	総単位数		67 単位							
	うち企業等と連携した実験・実習・実技の単位数		7 単位							
	うち企業等と連携した演習の単位数		0 単位							
うち必修単位数		47 単位								
うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の単位数		6 単位								
うち企業等と連携した必修の演習の単位数		0 単位								
(うち企業等と連携したインターンシップの単位数)		1 単位								
教員の属性(専任教員について記入)	① 専修学校の専門課程を修了した後、学校等においてその担当する教育等に従事した者であって、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを通算して六年以上となる者		(専修学校設置基準第41条第1項第1号)		4 人					
	② 学士の学位を有する者等		(専修学校設置基準第41条第1項第2号)		1 人					
	③ 高等学校教諭等経験者		(専修学校設置基準第41条第1項第3号)		1 人					
	④ 修士の学位又は専門職学位		(専修学校設置基準第41条第1項第4号)		0 人					
	⑤ その他		(専修学校設置基準第41条第1項第5号)		0 人					
	計				6 人					
	上記①～⑤のうち、実務家教員(分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者を想定)の数				4 人					

1.「専攻分野に関する企業、団体等(以下「企業等」という。)との連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行っていること。」関係

(1)教育課程の編成(授業科目の開設や授業内容・方法の改善・工夫等を含む。)における企業等との連携に関する基本方針

徳島県美容業生活衛生同業組合立という利点を生かし、企業(組合所属の美容所)と連携をとりながら、即戦力として必要となり得る美容師としての知識、技術、また、社会人としての社会常識を身に付けることを目標とし、企業より講師として来校して頂き校内実習を行うなど、企業と連携のとれた教育課程の編成を工夫している。

また、教育課程編成委員会と連携し、多様化する現代のニーズに合わせた知識や技術が習得できるよう同委員会の意見を取り入れながら、教育課程の編成を改善していく。

(2)教育課程編成委員会等の位置付け

※教育課程の編成に関する意思決定の過程を明記

教育課程編成委員会は、徳島県美容業生活衛生同業組合の役員、実務に関する知識、技術、技能に優れた美容所の代表者と本校の教職員で構成する。自己評価をもとに学校関係者評価委員会にて議論された内容を踏まえ、本委員会において、国家試験対応の検討、人材の専門性の動向、産業振興の方向性、最新の専門知識と技術の検討などについて審議し、教育課程の編成に役立っている。

(3)教育課程編成委員会等の全委員の名簿

令和7年5月1日現在

名 前	所 属	任期	種別
掛田 千恵	徳島県美容業生活衛生同業組合	令和6年4月1日～令和9年3月31日(3年)	①
芝野 句子	美容所	令和6年4月1日～令和9年3月31日(3年)	③
八木 英一	美容所	令和6年4月1日～令和9年3月31日(3年)	③
原 恒子	美容所	令和6年4月1日～令和9年3月31日(3年)	③
浜田 孝子	美容所	令和6年4月1日～令和9年3月31日(3年)	③
藤井 敬久	専修学校徳島県美容学校	令和6年4月1日～令和9年3月31日(3年)	③
松家 依里	専修学校徳島県美容学校	令和6年4月1日～令和9年3月31日(3年)	③
古田 恭子	専修学校徳島県美容学校	令和6年4月1日～令和9年3月31日(3年)	③

※委員の種別の欄には、企業等委員の場合には、委員の種別のうち以下の①～③のいずれに該当するか記載すること。(当該学校の教職員が学校側の委員として参画する場合、種別の欄は「－」を記載してください。)

①業界全体の動向や地域の産業振興に関する知見を有する業界団体、職能団体、地方公共団体等の役職員(1企業や関係施設の役職員は該当しません。)

②学会や学術機関等の有識者

③実務に関する知識、技術、技能について知見を有する企業や関係施設の役職員

(4)教育課程編成委員会等の年間開催数及び開催時期

(年間の開催数及び開催時期)

年1回(3月)

(開催日時(実績))

第1回 令和7年3月31日 13:00～15:00

(5)教育課程の編成への教育課程編成委員会等の意見の活用状況

※カリキュラムの改善案や今後の検討課題等を具体的に明記。

実践的技術教育の充実、段階的な学習体制の構築、外部との連携強化、学習環境の整備を軸とした教育課程の見直しを行い、学生の技術力向上と就職後の即戦力育成を目指すことが提案された。

2.「企業等と連携して、実習、実技、実験又は演習（以下「実習・演習等」という。）の授業を行っていること。」関係

(1)実習・演習等における企業等との連携に関する基本方針

企業から講師を派遣して頂き、企業が必要としている美容師としての知識や技術また礼儀を学ぶことで、就職した際にもすぐに受付や仕事のフォローができるようにする。
また、カット、アップ等、美容師として必要な技術や、最新の技術を身に付け、より実践で役に立つ知識と技術を修得できるようにした。

(2)実習・演習等における企業等との連携内容

※授業内容や方法、実習・演習等の実施、及び生徒の学修成果の評価における連携内容を明記

副校長および担当教員と企業の講師による事前打ち合わせを行い、実習内容や学習成果の達成度目標等について検討する。学校での学習内容を踏まえた上で、現場で必要とされる知識や技術が習得できるよう、担任と企業講師が連携して指導を行う。

実習修了時には、企業講師による生徒の学習成果の評価を踏まえ、担任教員が成績評価、単位認定を行う。

(3)具体的な連携の例※科目数については代表的な5科目について記載。

科 目 名	企業連携の方法	科 目 概 要	連 携 企 業 等
美容総合実習	1.【校内】企業等からの講師が全ての授業を主担当	接遇・マナー	コアフィールみま
美容総合実習	1.【校内】企業等からの講師が全ての授業を主担当	カラー講習	SAVO
美容総合実習	1.【校内】企業等からの講師が全ての授業を主担当	新日本髪講習	マルホランド
美容総合実習	1.【校内】企業等からの講師が全ての授業を主担当	メイク	タケジ美容室
美容総合実習	3.【校外】企業内実習 (4に該当するものを除く。)	インターンシップ	株式会社ひまわり等36社

3.「企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する研修を組織的に行っていること。」関係

(1)推薦学科の教員に対する研修・研究(以下「研修等」という。)の基本方針

※研修等を教員に受講させることについて諸規程に定められていることを明記

常に変化し、多様化し続ける美容業界において、教員もまた、常に変化し多様化することが求められる。時代の変化に柔軟に対応できる人材を育てる為に、教員自身が、最新の業界の動向を知り、対応しうる知識を身に付けなければならない。「専修学校徳島県美容学校教職員研修規程」に基づき、教員に対して最新の知識と技術および指導力向上を目的とした研修を受ける機会を設け、教員の資質向上を図る。

(2)研修等の実績

①専攻分野における実務に関する研修等

研修名:	トップマスターズモード普及講習会	連携企業等:	全日本美容講師会
期間:	令和6年11月25日(月)	対象:	美容科教員
内容	①最新カット技術講習(実習)		
研修名:	即戦力養成講習会	連携企業等:	四国地区理容師美容師養成施設
期間:	令和6年12月23日(月)～12月24日(火)	対象:	教員
内容	ヘアアップ講習		
研修名:	即戦力養成講習会	連携企業等:	四国地区理容師美容師養成施設
期間:	令和7年3月17日(月)～3月18日(火)	対象:	教員
内容	ヘアアップ講習		

②指導力の修得・向上のための研修等

研修名:	四国地区理容師美容師養成施設教職員研修会	連携企業等:	松山学院高等学校
期間:	令和6年10月13日(日)	対象:	教職員
内容	発達障がい・不登校生徒への対応		

(3)研修等の計画

①専攻分野における実務に関する研修等

研修名:	トップマスターズモード普及講習会	連携企業等:	全日本美容講師会
期間:	令和7年10月27日(月)	対象:	美容科教員
内容	①最新カット技術講習(実習)		
研修名:	即戦力養成講習会	連携企業等:	四国地区理容師美容師養成施設
期間:	令和6年12月23日(月)～12月24日(火)	対象:	教員
内容	ヘアアップ講習		
研修名:	即戦力養成講習会	連携企業等:	四国地区理容師美容師養成施設
期間:	令和7年3月17日(月)～3月18日(火)	対象:	教員
内容	ヘアアップ講習		

②指導力の修得・向上のための研修等

研修名:	四国地区理容師美容師養成施設教職員研修会	連携企業等:	松山学院高等学校
期間:	令和6年10月13日(日)	対象:	教職員
内容	発達障がい・不登校生徒への対応		

4.「学校教育法施行規則第189条において準用する同規則第67条に定める評価を行い、その結果を公表していること。また、評価を行うに当たっては、当該専修学校の関係者として企業等の役員又は職員を参画させていること。」関係

(1)学校関係者評価の基本方針

社会の様々な領域において、組織をどのように統治するかという「ガバナンス」の在り方に注目が集まっており、専修学校についても教育の質保証・向上を図ると共に、学習者の適切な選択に資する観点から、学校評価・情報公開等への適切な対応が求められている。専修学校においても平成19年の学校教育法改正により、自己評価の義務が課され、学校関係者評価の実施・結果の公表については、努力義務が課されている。そうした流れの中、当校においても学校関係者評価委員会を設置し、自己評価等をもとに重点目標、教育理念、学校運営、教育活動等について評価することで客観的意見を取り入れ、より質の高いまた現状に即した学校教育を行えるよう、学校運営の改善と発展をしていくことを基本方針とする。

(2)「専修学校における学校評価ガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの評価項目	学校が設定する評価項目
(1)教育理念・目標	学校の理念・目的・育成人材像が定められているか。
(2)学校運営	目的に沿った運営方針が定められているか。運営方針に沿った事業
(3)教育活動	資格取得に関する指導体制、カリキュラムの中での体系的な位置づけ
(4)学修成果	資格取得率の向上が図られているか。
(5)学生支援	就職相談や経済的な相談に対する支援体制は整備されているか。
(6)教育環境	施設・設備は、教育上の必要性に十分に対応できるよう整備されているか。
(7)学生の受入れ募集	高等学校等に対して、情報提供等の取り組みが行われているか。
(8)財務	予算・収支計画は、有効かつ妥当なものとなっているか。
(9)法令等の遵守	法令、専修学校設置基準等の遵守と適正な運営がなされているか。
(10)社会貢献・地域貢献	学生のボランティア活動を奨励、支援しているか
(11)国際交流	

※(10)及び(11)については任意記載。

(3)学校関係者評価結果の活用状況

実践的スキルの重視: 学生が就職後すぐに活かせる実践的な技術習得を重視すべきとの意見があった。特にシャンプー一技術(サイド・バック)の授業をさらに充実させることで、基本技術の定着を図ることが提案された。専門学校という特性上、就職してからの即戦力が期待されている。その点を学校の2年間という期間で、いかに学生に身につけさせるか。カリキュラムの組み方次第で学生の成長が大きく変わると考えられることから、より実践に近い形で授業を行えるように意見を出し合い、カリキュラムの編成に役立てた。

(4)学校関係者評価委員会の全委員の名簿

名 前	所 属	任期	種別
掛田 千恵	徳島県美容業生活衛生同業組合	令和6年4月1日～令和9年3月31日(3年)	業界関係者
八木 英一	全日本美容講師会徳島支部	令和6年4月1日～令和9年3月31日(3年)	業界関係者
美馬 マサ子	コアフィールみま	令和6年4月1日～令和9年3月31日(3年)	企業等委員
近藤 虎太郎	vellgo	令和6年4月1日～令和9年3月31日(3年)	卒業生
後藤 生帆	LiL HAIR & SMILE	令和6年4月1日～令和9年3月31日(3年)	卒業生

※委員の種別の欄には、学校関係者評価委員として選出された理由となる属性を記載すること。

(例)企業等委員、PTA、卒業生等

(5)学校関係者評価結果の公表方法・公表時期

ホームページ・広報誌等の刊行物・その他()

URL: <https://www.ba-tokusima.net/information/index.html>

公表時期: 2025年4月1日

5.「企業等との連携及び協力の推進に資するため、企業等に対し、当該専修学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供していること。」関係

(1)企業等の学校関係者に対する情報提供の基本方針

生徒の就職先を含む業界関係者への理解を深めるとともに、説明責任を果たす。また、企業等業界関係者等と情報を基に連携を取ることで、教育の質を高めることを基本方針とする。

(2)「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの項目	学校が設定する項目
(1)学校の概要、目標及び計画	学校名、所在地、連絡先、学校の沿革、教育目標
(2)各学科等の教育	入学定員、カリキュラム、成績評価、卒業要件、資格・検定
(3)教職員	教員数
(4)キャリア教育・実践的職業教育	企業講師授業
(5)様々な教育活動・教育環境	学校行事、大会
(6)学生の生活支援	就職ガイダンス、個別相談
(7)学生納付金・修学支援	学生納付金の分割納入制度、奨学金(日本学生支援機構)
(8)学校の財務	損益計算書、貸借対照表、財産目録
(9)学校評価	自己評価、学校関係者評価
(10)国際連携の状況	
(11)その他	

※(10)及び(11)については任意記載。

(3)情報提供方法

(ホームページ)・広報誌等の刊行物・その他()

URL: <https://www.ba-tokusima.net/information/index.html>

公表時期: 2025年4月1日

授業科目等の概要

(衛生専門課程 美容科)																
	分類			授業科目名	授業科目概要	配当年次・学期	授業 時 数	単 位 数	授業方法			場所		教員		企業等との連携
	必修	選択必修	自由選択						講義	演習	実験・実習・実技	校内	校外	専任	兼任	
1	○			関係法規・制度	美容師法、業務に関する衛生法規・制度、消費者保護法規・制度について学び、公衆衛生を担う美容師の社会的責務を自覚する。	通年	30	1	○			○		○		
2	○			衛生管理	公衆衛生、感染症、環境衛生、衛生措置等について学び、それぞれの意義や目的を業務と関連付けながら理解する。また、美容における衛生措置の重要性について十分理解し適正な実施方法を身に付ける。	通年	90	3	○			○		○		
3	○			保健	美容技術の基礎となる人体、特に皮膚と毛髪など皮膚付属器官についての正確な知識の習得を図る。	通年	90	3	○			○		○		
4	○			香粧品化学	香粧品は美容業務に必要な不可欠であるとともに、誤って使用すると重大な健康被害に繋がるものであるということを十分に認識し、香粧品の科学的な知識と正しい取扱方法を習熟する。	通年	60	2	○			○		○		
5	○			文化論	美容文化の歴史や美容ファッションの変遷について理解し、衣類の種類や意義などを学ぶ。	通年	60	2	○			○		○		
6	○			美容技術理論	美容器具や技術についての基礎理論を学び、美容技術への理解を深め、美容実習での技術習得へとつなげていく。	通年	150	5	○			○		○		
7	○			運営管理	経営管理や運営管理の基本的事項を学習する。また、接客方法等、消費者対応の基礎を身につけ実践する能力を養う。	通年	30	1	○			○		○		
8	○			美容実習	美容の業務を行う為の技術を習得する。また、美容所における衛生管理の重要性を認識し、器具等の適切な処理方法を身に付ける。国家試験に対応した技術を身に付ける。	通年	900	30			○	○		○		
9		○		美容総合実習	必修科目で身に付けた基本的な技術と知識をもとに、より高度で多様な美容技術を身に付ける。	通年	600	20	△		○	○			○	○
合計					9 科目			67 単位 (単位時間)								

卒業要件及び履修方法		授業期間等	
卒業要件：① 所定の教科科目毎に学則で定める必要な単位数を履修して居ること		1 学年の学期区分	3 期
履修方法：対面授業		1 学期の授業期間	17 週

(留意事項)

- 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、主たる方法について○を付し、その他の方法について△を付すこと。
- 企業等との連携については、実施要項の3（3）の要件に該当する授業科目について○を付すこと。